

市民の皆さんの
推薦も
受け付けます!

今年、市民の皆さんからおすすめ商品の推薦(他薦)を受け付けます。越谷といったら「これ」と思っている商品やおすすめしたい商品などをご紹介ください(すでに認定を受けている商品は除く)。対象商品を推薦(他薦)していただいた方

越谷の新たな名物に!
「こしがやブランド認定品」新規募集

問 観光課(第三庁舎4階) ☎967-1325
☎963-9151 1008500@city.koshigaya.saitama.jp

市内で製造・加工された優れた商品を市が認定する「こしがやブランド認定品」を新たに募集します。

〈対象商品〉 ①市内で製造・加工されたもの ②市外で製造・加工されたもので、主な原材料が市内で生産された農産物であるもの

〈対象事業者〉 対象商品を製造・加工する市内事業者

〈申込み〉 4月1日(金)～5月13日(金)に申請書と必要書類を直接観光課へ(郵送不可)

＊認定にあたり審査会を開催します。詳しくは観光課へ

こしがや公共交通ガイドマップを
ご活用ください

問 都市計画課(本庁舎3階) ☎963-9221

市内で運行している鉄道、路線バス、タクシーなどについて、総合的に案内するガイドマップを作成しました。公共交通を確保・維持するために、市民の皆さんが公共交通を利用することが必要です。「こしがや公共交通ガイドマップ」をご活用いただき、外出の際は、公共交通をご利用ください。

〈配布場所〉 市役所総合受付、広報広聴課(本庁舎2階)、都市計画課、各地区センター

＊ガイドマップの部数には限りがあります

平成28年4月版 Vol.1

こしがや公共交通
ガイドマップ

利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を目指して

こしがや公共交通ガイドマップは、越谷市内の鉄道、路線バス、タクシーなどについての問い合わせ先やバス路線などを掲載している公共交通に関する総合的なマップです。

越谷市の魅力を、市外に発信する
取り組みを支援します
「魅力発信プロモーション事業」

問 観光課(第三庁舎4階) ☎967-1325

「越谷の魅力」や「越谷らしさ」を地域外に発信し、市の知名度向上や郷土愛の醸成につながる取り組みに対し、事業費の一部を助成します。

〈対象事業〉 平成29年3月31日(金)までに行われる事業で、こしがやブランド認定品や特産品等の地域資源を活用し、市のPRや集客につながるもの(市外で開催されるイベントへの出展、地域外への情報発信など)

＊市から財政的支援を受けている事業(見込みも含む)は対象外です

〈助成額〉 助成対象事業費の2分の1以内。上限20万円

〈申込みできる団体等〉 市内事業者および市内で活動する団体(年度内の申請は、1申請者につき1回)

〈申込み〉 4月7日(木)から申請書と必要書類を観光課へ(郵送可)。予算がなくなりしだい終了します

＊個別相談を受け付けています。申請書提出前に観光課へお問い合わせください

＊詳しくは、応募要項をご覧ください。応募要項は、観光課で配布するほか、市ホームページから印刷できます

マイナンバーカード交付の
休日臨時窓口を開設します

問 マイナンバープロジェクトチーム ☎940-8604

市役所から送付された「マイナンバーカード(個人番号カード)」交付通知書を受け取った方で、平日、市役所にお越しになれない方のため、休日の臨時窓口を開設します。

〈日時〉 4月24日(日)、午前9時～午後4時

〈場所〉 マイナンバープロジェクトチーム窓口(本庁舎1階市民課横)

〈持ち物〉 次の①～④すべてを持って本人が直接窓口へ。①通知カード(窓口で回収します)

②個人番号カード交付通知書

③本人確認書類(運転免許証やパスポートなど顔写真真つきのもの)

＊現在、マイナンバーカードの交付申請が集中しており、カードの交付までに数カ月かかります。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします

要予約 4月24日(日)
マイナンバーカード交付の
休日臨時窓口を開設します

問 マイナンバープロジェクトチーム ☎940-8604

市役所から送付された「マイナンバーカード(個人番号カード)」交付通知書を受け取った方で、平日、市役所にお越しになれない方のため、休日の臨時窓口を開設します。

〈日時〉 4月24日(日)、午前9時～午後4時

〈場所〉 マイナンバープロジェクトチーム窓口(本庁舎1階市民課横)

〈持ち物〉 次の①～④すべてを持って本人が直接窓口へ。①通知カード(窓口で回収します)

②個人番号カード交付通知書

③本人確認書類(運転免許証やパスポートなど顔写真真つきのもの)

＊現在、マイナンバーカードの交付申請が集中しており、カードの交付までに数カ月かかります。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします

4月25日(月)から受け付けを開始します
高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者の年金も含めた所得全体の底上げと平成28年前半の個人消費の下支えに資することを目的に、所得の少ない高齢者を対象とした「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の給付を行います。

〈対象者〉 平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方で、28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。ただし、課税者に扶養されている方、生活保護の被保護者などは対象外。対象と思われる方には、4月下旬から順次、申請書を送付します

〈支給額〉 対象者1人につき3万円

＊配偶者からの暴力を理由に避難している方には、申し出による特例的な措置が受けられる場合があります。詳しくは、下記へお問い合わせください

〈問合せ〉

▷ 4月14日(木)まで…臨時福祉給付金室 ☎963-9194

▷ 4月15日(金)から…越谷市臨時福祉給付金コールセンター ☎0120-372-192(午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く))

＊平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)、障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金についても実施する予定です。受付期間など具体的な内容は、広報こしがや、市ホームページ等で順次お知らせします

「振り込め詐欺」にご注意ください

年金生活者等支援臨時福祉給付金を装った振り込め詐欺が発生しています。市や厚生労働省などが手数料などの振込みを求めることや、ATM(銀行などの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話等があったときは、市や越谷警察署(または警察相談専用電話(☎9110))にご連絡ください。

問 越谷警察署 ☎964-0110

マイナンバー(個人番号)が
必要となる手続きが増えました

1月から、国民健康保険の加入・喪失手続きや児童扶養手当の申請など、税・福祉・災害分野の手続きで申請書や届出書に「個人番号欄」がある場合は、マイナンバーの記入が必要となりました。これに加え、4月1日から、新たに下表の申請書等でマイナンバーの記入が必要となりますので、通知カードと本人確認書類(マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードのみ)をお持ちください。なお、詳しい手続きについては各課へお問い合わせください。

新たにマイナンバーが必要となる申請書等	問合せ
①ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書等	子育て支援課 ☎963-9166
②小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書	
③重度心身障害者手当交付申請書等	障害福祉課 ☎963-9164 子育て支援課 ☎963-9166
④市営住宅収入報告書等	建築住宅課 ☎963-9205
⑤生活保護申請書 ＊マイナンバーの有無は保護適用の要件ではありません	生活福祉課 ☎963-9162
⑥介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)申請書等	介護保険課 ☎963-9169

＊④⑤は、これまで内容によってマイナンバーの記入が不要なものもありましたが、4月からすべての手続きでマイナンバーの記入が必要になります

越谷市役所 ☎343-8501 越ヶ谷4-2-1

時…日時・期間 場…会場 内…内容 対…対象・定員 費…参加費・入場料 持…持ち物 用…申込み 問…問合せ